

川崎市共済公告第3号

川崎市職員共済組合定款第36条の規定に基づき、令和7年度変更事業計画及び予算を次のとおり公告する。

令和8年3月17日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

- 1 令和7年度変更事業計画及び予算（別紙のとおり）
- 2 議決年月日 令和8年3月13日

令和7年度 変更事業計画及び予算

川崎市職員共済組合

目 次

変 更 予 算	頁
貯 金 経 理	1
貸 付 経 理	3

変更予算

貯金経理

予算総則

貯 金 経 理
予 算 総 則

事 項	当 初 予 算	変 更 予 算
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 12,000,000	千円 変更なし
2 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 5,284 事務費 1,096	変更なし
3 組合員貯金に対する支払 利率	年 0.35%	変更なし
4 経理単位相互間における 資金の融通の最高限度額及 び条件		貸付経理からの借入 最高限度額 50,000 利率 無利息

○ 変更理由

貯金経理における貯金の解約等による一時的な資金不足について、投資有価証券等の中途売却による売却損や運用利回り低下を回避し、資金効率の最大化を図るため、貸付経理の余裕金を貯金経理へ貸し付けできるよう予算総則を変更するものである。

変更予算

貸付経理

予算総則

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	当 初 予 算	変 更 予 算
	千円	千円
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有価証券 1,500,000	変更なし
2 経理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件		貯金経理への貸付 最高限度額 50,000 利率 無利息
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26%	変更なし
	2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)	
	3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93%	
	4 特別貸付 貸付限度額 8,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 1,800 利率 年1.26%	
4 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 4,770 旅 費 100 事 務 費 1,147	変更なし
5 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	30,000	変更なし

○ 変更理由

貯金経理における貯金の解約等による一時的な資金不足について、投資有価証券等の中途売却による売却損や運用利回り低下を回避し、資金効率の最大化を図るため、貸付経理の余裕金を貯金経理へ貸し付けできるよう予算総則を変更するものである。

